

こ 成 保 第 7 0 9 号  
令 和 6 年 7 月 12 日

各都道府県知事 殿

こども家庭庁成育局長  
( 公 印 省 略 )

基準を満たさない認可外保育施設に係る幼児教育・保育の無償化の経過措置  
令和6年10月から令和12年3月末までの取扱いについて

平素より子ども・子育て支援施策の推進につきまして、御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設（以下「施設」という。）は、①都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に届出を行い、かつ、②児童の安全確保等の観点から国が定める認可外保育施設指導監督基準（以下「基準」という。）を満たすことが必要ですが、施設が基準を満たすための猶予期間として、法律施行後5年間の経過措置（旧経過措置）が設けられており、現在は、都道府県等に届出を行っている施設は基準を満たしていない場合にも基準を満たした施設とみなして無償化の対象としています。

旧経過措置の期間は令和6年9月末までとなっているところ、令和6年10月以降は、原則として、基準を満たさない施設は、無償化の対象外となります。

他方で、今般成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）附則第4条が改正され、令和6年10月から令和12年3月末までの間においては、都道府県等への届出を行った基準を満たさない施設のうち、「当該施設がなければ当該施設が所在する特定教育・保育提供区域（子ども・子育て支援法第62条第1項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める同条第2項第1号に定める区域をいう。）における保育の提供体制を確保することができないと認められるものとして」都道府県知事が個別に指定する場合に限って、例外的に基準を満たした施設とみなして無償化の対象となります（以下「新経過措置」という。）。

については、新経過措置における都道府県知事の指定の考え方について、下記のとおりお示しします。都道府県におかれては、下記の内容について御了知いただくとともに、管内の市（区）町村に周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

## 記

### 1. 新経過措置の制度趣旨について

これまで都道府県等において立入調査や巡回指導を着実に実施していただいた結果、令和5年8月の調査では、全国の施設の基準適合率は約75%となり、未だ基準を満たしていない施設についても、満たしていない項目の多くは、「施設及びサービスに関する内容の掲示」、「安全確保」、「サービス利用者に対する契約内容の書面交付」や「消防計画、防火管理者の選任・届出」等、満たすために相当の期間を要するものではない状況となりました。

こうした状況を踏まえて、令和5年9月に、国から都道府県及び市区町村（以下「自治体」という。）に対して、以下①②の取組を依頼しました。

① 基準を満たすための指導監督等の促進

② 基準を満たしていない施設の中には、「保育室の面積」、「保育室の採光及び換気の確保」、「耐火建築」又は「避難設備」等、基準を満たすためには移転や工事等の相当の期間を要する項目が満たせていないため、経過措置期間の終了までに基準を満たす見込みがない施設もあると考えられることから、認可保育所等への転園の希望に応えるための対応（令和6年度の認可保育所等の入所申込手続の案内をすること、保護者に転園の意向の有無を確認すること、基準を満たす旨の証明書の交付状況をインターネット等により情報提供すること等）

併せて、上記①②の取組を行った場合でもなお対応が困難な事例の有無について調査を行ったところ、設備基準や有資格者数の基準を満たしていないために、基準を満たすのに相当の期間を要し、かつ、認可保育所等への転園も困難な事例として、外国人児童が多い施設と夜間・深夜帯の保育を実施している施設について回答がありました。具体的に回答があったのは、以下のような事例です。

例1：ブラジル人児童が多い施設で、ポルトガル語など言語の問題から保育士確保が困難で保育従事者の有資格者数の基準を満たせないが、母国語しか話せない児童は転園が困難。

例2：ベビーホテルで、夜間帯の保育士確保が困難で保育従事者の有資格者数の基準を満たせない、あるいは、設備基準を満たせないが、夜間に預けられる施設が近隣に無く転園が困難。

新経過措置は上記①②の取組の実施及びこれらの取組を実施してもなお対応が困難な事例があるという自治体からのニーズを前提として設けるものであること、また、児童の保育はもとより可能な限り認可保育所や基準を満たした施設など一定の質が確保された場所で行われる必要があることを踏まえれば、新経過措置における都道府県知事による指定の対象となる施設は、漫然と広く捉えられるべきではありません。

したがって、新経過措置における都道府県知事による指定は、以下2.に記載した考え方に基づいて行ってください。

## 2. 指定の考え方について

### (1) 基本的な考え方

都道府県知事が指定する対象施設に関する基本的な考え方は、以下のとおりです。

基準を満たしていない施設であって、外国人児童が多い施設や夜間・深夜帯の保育を常態として行っている施設など、

○ 設備基準などを満たしていないために、基準を満たすためには相当の期間を要すること（以下、「要件A」という。）、

○ かつ、認可保育所等に転園することが困難であること（以下、「要件B」という。）。

※ 認可外保育施設として都道府県等に対して届出を行っている必要がある。

### (2) 要件A・Bの具体的な考え方

#### ア 要件Aの考え方

「設備基準などを満たしていないために、基準を満たすためには相当の期間を要すること」とは、以下①～③のすべてに該当する場合を言います。

- ① 基準のうち、設備基準や有資格者数の基準など、満たすために相当の期間を要する基準（別紙1）のいずれかを満たしていない施設であること
- ② 基準のうち、容易に満たせる基準（別紙1以外の基準）を満たしている施設であること
- ③ 当該施設が、新経過措置期間中（令和12年3月末まで）に基準を満たすための具体的な計画（達成時期を含む）及び基準を満たすまでの間の安全対策等を定めていることを、都道府県が確認した施設であること

#### （留意事項1）要件Aの考え方のうち、③における計画等の確認について

計画等の策定は、施設が主体的に実施することが前提ですが、新経過措置期間中に当該施設が基準を満たせるように、都道府県や市区町村が行う支援等の内容も検討するなど自治体も協力することが必要です。

また、これまでの当該施設に対する指導監督状況や基準適合のための支援の実施状況、指導監督等に対する施設の対応状況等も踏まえ、都道府県が計画の具体性や実効性の確認を行ってください。

#### （留意事項2）指定都市等が指導監督権限を有する施設に関する情報の連携について

指定の対象となり得る施設に対する児童福祉法に基づく指導監督権限が、指定都市、中核市又は児童相談所設置市にある場合（地方自治法第252条の17の2第1項に基づく条例により権限移譲している場合を含む。）には、従来の指導監督状況に係る情報を当該指定都市等から都道府県に提供する必要があることに御留意ください。

## イ 要件Bの考え方

「認可保育所等に転園することが困難であること」とは、言語や保育の利用を必要とする時間帯等の関係で当該施設でなければ利用児童が保育を受けられない場合であり、以下①～③のいずれかに該当する場合は言います。

- ① 過去3年間に保育した乳幼児のおおむね全数が外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であり、かつ、現に保育する乳幼児のおおむね全数が外国人である施設で、近隣に当該外国人児童が保育を受けられる認可保育所や基準を満たした施設等がない場合
- ② 夜間・深夜帯の保育(夜8時以降の保育又は宿泊を伴う保育)を常態として行っている施設で、近隣に夜間・深夜帯の保育を行っており、当該利用児童を受け入れられる認可保育所や基準を満たした施設等がない場合
- ③ ①②と同様に、当該施設でなければ利用児童が保育を受けられないと都道府県が認める場合

### (留意事項3) 広域的な受入れ先の検討について

指定の主体となる都道府県は、市区町村とも協力して、当該外国人児童が保育を受けられる認可保育所や基準を満たした施設等(以下、「認可保育所等」という。)や、夜間・深夜帯の保育を行っている認可保育所等(③の場合は、当該利用児童が保育を受けられる認可保育所等)について、空き状況の把握に努め、それらの空き状況等を踏まえて、受入れ先の有無を確認してください。

もとより児童の保育は可能な限り認可保育所や基準を満たした施設など、一定の質が確保された場所で行われる必要があります。よって、当該施設が所在する市区町村のみならず、近隣市区町村も含めて、受入れ可能な認可保育所等がないか確認してください。

### (3) 指定の期間の考え方

新経過措置は、施設が基準を満たすための猶予期間として設けられたものであり、指定を受けた施設であっても、できる限り早期に基準を満たすことが求められます。

そのため、指定の期間については、漫然と最長期間(令和12年3月末まで)を設定するのではなく、施設が提出した計画等の内容を踏まえながら、当該施設がどのような計画で、いつまでに基準を満たすことができるのか具体的に検討した上で設定してください。

### (4) 令和6年10月以降の新設施設について

原則として、令和6年10月以降に新設する施設は、指定の対象となりません。

認可外保育施設の開設について、設置予定者等から相談があった場合や、設置について情報を得た場合には、基準を満たせるように準備してから開設するよう、事前指導を行ってください。

**設備基準、有資格者数の基準など、満たすために相当の期間を要する基準に該当する事項**

指導基準	調査事項
第1 保育に従事する者の数及び資格	2 保育に従事する者の有資格者の数 <ul style="list-style-type: none"> <li>有資格者の数が保育に従事する者の必要数の3分の1以上いるか。</li> </ul>
第2 保育室等の構造、設備及び面積	1 保育室の面積 <ul style="list-style-type: none"> <li>保育室の面積は、おおむね入所乳幼児1人当たり1.65㎡以上確保されているか。</li> </ul>
	2 調理室の有無 <ul style="list-style-type: none"> <li>調理室（施設外調理等の場合にあつては必要な調理機能）があるか。</li> </ul>
	4 保育室の採光及び換気の確保、安全性の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>採光、換気が確保されているか。</li> </ul>
	5 便所 <ul style="list-style-type: none"> <li>便所用の手洗設備が設けられているか。</li> <li>便所が、保育室及び調理室と区画されているか。</li> <li>便器の数が、おおむね幼児20人につき1以上であるか。</li> </ul>
第3 非常災害に対する措置	1 (2) <ul style="list-style-type: none"> <li>非常口（玄関とは別の勝手口など）は、火災等非常時に入所（利用）乳幼児の避難に有効な位置に、適切に設置されているか。</li> </ul>
第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	1 保育室が2階の場合の条件 <ul style="list-style-type: none"> <li>耐火建築物若しくは準耐火建築物又は乳幼児の避難に適した構造の施設若しくは設備のいずれかを満たしているか。（屋内階段・屋外階段・屋外傾斜路・バルコニー）</li> </ul>
	2 保育室が3階の場合の条件・3 保育室が4階以上の条件 <ul style="list-style-type: none"> <li>耐火建築物であるか。</li> <li>乳幼児の避難に適した構造の施設又は設備があるか。（屋内階段・屋外階段・屋外傾斜路）</li> <li>避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内にあるか。</li> <li>防火関連設備・資材、非常警報器具・設備、消防通報設備が備えられているか。</li> </ul>

※「調査事項」欄は、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（令和6年3月29日こ成保第218号）の別表評価基準を要約したものである。